		/								ľ	30 <u>200</u> 0 10 10 10 10 10 10 10 10 10 10 10 10 10	ΕD	BE	(REI)		2.	.	7			-7	917718.22
Н 1	受付	†印 }—			ıΣn		/r:			Ŀ	- 基					+++	34:	ب	# B		111.71:	<u> </u>
1				. Tî	和		年	Ħ	目						me		法	^	番号		年	年月日
所在	144														殿	Ш.	<del></del>	ب	بلب	<del></del> .		
(本市町村:		•										- 1	ح	のE	申告の割	<b>支</b> 础	の修正	E中告t	の 平 成	18.		"لــــا"
支店等の 合は本店	格   所													2. 8					の 平成		L J	
(なりが	-						(電話					)	- Ter .		œ							
		•••••		•••••							•••••		争:	菜 7	踵 目							
法人	名												期末	k 現	在の資	本金の	額	兆	+10	百万	Ŧ	P.
(ふりが							(a nace)		•				_ <u>又</u> 期末	<u>は</u> 現有	出 資 : の資本金	<u>金 の</u> ₹の額及	びび					<del>!</del>
				••••			(ふりがな) 経理責任者				<del></del>		資4	準	農会の類	の合質			-11		-1-1	
代 表 氏 名	節						氏 名						期資	本	金等	の	額					
	با	年	月	日から		ک	年[ , 月 ]		日までの 🛎	禁結	年度分又は 事業年度分 の	市			税の	VII.		21	申告書	*[		Ļ
<b></b>		NA 411 122		打		44.		要				· -	+位		说 標 第二十	進	規率	æ)		**		
		途 秘 匿 法の規定に					( 和 貊					1	( 	-	+	<del>                                     </del>	/				_	
<u></u>						-								<u> </u>	4	<u> </u>	$\angle$	_				
		究費の額に										2		_								
国家	戦	格特別区域	におり	いて機械	(等	を取	得した場合	等(	の法人税額の	特	別控除額	3										
還付	法人	人税額等の	)控除	額						Ī		4										
退職	年金	金等積立金	に係る	る法人和	兇額				•			⑤						$\overline{}$				
課税	標準	となる法人和	絶額又は	個別帰属	法法人	税都	及びその注		羽額 ①+②+③	—- )—	-(4)+(5)	6		+	1-1-1-	000			+@	百万	Ŧ	T.
							る法人におい その法人税害			_	×@)	7		-		000						
		E人税額又は 法人税等の			克額人	<u> </u>	その法人税害	一个		<b>(1)</b>	) ^ 😅)	8		<u>.                                    </u>	سيك	1000		$\rightarrow$		_11.	1	
					n +m	ηΛ #:						-					$\vdash$					
		埋に基づく	_			_			•			9					/					
差3	法/	人税割額	6-0	8-9)	又は	<u> </u>	-8-9					00					/			1 1		0.0
既に	納伯	付の確定し	た当	期分の治	生人	税制	羽額					0										0.0
租稅	条約	約の実施に	係る	法人税制	朝額	の招	控除額					12						$\overline{}$				
20	申台	告により納	付する	べき法ノ	人税	割額	( (I) - (I)	-12	)			(3)						$\overline{}$		<del>-1-1-</del>		0.0
均	算	定期間中に	こおい	て事務	所等	をク	 有していた	月数	<del>*</del>			(14)	$\overline{1}$	月		円×	1	(15)				0.0
等		に納付の確						/ 1 2	-			•		<u> </u>		1 1	12	16				0.0
割						<del>-,</del>											-	_				<del>i</del>
額			-				等割額 ①		19	_					<del></del>			17				0.0
20	甲芒	与により納	付すっ	でき市町	丁村.	民稅	額 (3)+(	<u>)</u>										18				0.0
<b>®</b> の	®のうち見込納付額																	(19)				
差	弓	<u> </u>	<b>®−</b> €											_				20				
	当該市町村内に所在する事務所、事業所又は寮等													,,	分	割	基	進	AL 46-30-1	当該の	税率適月	うの均等 日区分に
	名 称 事務所、事業所又は										気等の所在		- =	該法人の全	比米有数	符分	03	<b>E</b> 業者	対用し	る従	業者数 人	
<b> </b>											wa			$\dashv$	/		Ш			+-		<u></u>
ļ							<u>@</u>			(S)	ш.	النابا										
Ĺ				合	· 				計						, <del></del>		س	لبلي				
		区		名	数 图3-1	月数	従業者数		均等割額	L	決算確定0	月			年	月		Ħ	法人税		青色・	その他
								Н	la la	L	解散の				年	月		<u> </u>	書の種		n U	( . ) (0
指場			00		残余財産の最行配又は引渡しの 記又は引渡しの	取扱の方 しの日 の音本会等の額			年	月			翌期の		要	・否						
定 <sub>合</sub> 都								法人級の期末現在の許林 又は選結 個別資本 この申 社 中間申 世	2等の す か	i .		年	月			法人税の期限の						
市の							中 間 申 售 場合の計算	期間		年月			日から 日まで		期限の	延長の) 有無	有	・無				
12 (IS					١.	١.			0.0	ш	還付を受け		组行 =							##		
申の			・ 00 とする金融機										张汕	号(普通	. ak ula \		1				支店	
告												/J (#	Т "	<b>∞:1</b> ₩	2 (日)世	三座)		-	一值	YiTi	Ŧ	<u> </u>
す計					-	-		+	00	1	還	付	請	7.	<b>杉</b> 税	額					. '	"
る算						$\vdash$		$\vdash$	<del></del>	Į,	 法第15冬の A	の得	徴収猶予を受けようとする税額									
												<b>ヘコ人</b> が自		- X1) 4	<i>,</i> ⊊ y	~ 1)t	, tiP(					
	関														_							